

三次市合併処理浄化槽から公共下水道への切替えに係る公共下水道
使用料の減免に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公共下水道への接続率向上を図るため、三次市公共下水道条例（平成16年三次市条例第241号。以下「条例」という。）第30条及び三次市公共下水道条例施行規程（平成31年三次市下水道事業管理規程第5号）第29条の規定に基づき、排水の処理を合併処理浄化槽から公共下水道に切替えを行った場合における公共下水道使用料の減免の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する下水道をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する設備又は施設をいう。
- (3) 公共下水道使用料 条例第22条に規定する使用料をいう。
- (4) 供用開始日 下水道法第9条第1項の規定により公示された年月日をいう。
- (5) 既存住宅 主に自己の居住の用に供する一戸建ての建物（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む。）をいう。
- (6) 管理者 下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (7) 使用者 条例第3条第11号に規定する使用者をいう。

(減免の対象)

第3条 管理者は、使用者が次の各号のいずれにも該当するものであるときは、公共下水道使用料を減免することができる。

- (1) 下水道法第4条に基づき策定する三次市公共下水道事業計画（三次処理区）事業計画書における八次処理系統の事業計画区域（以下「八次処理系統区域」という。）の既存住宅に居住する者

(2) 合併処理浄化槽を設置した既存住宅において、供用開始日から5年以内に当該合併処理浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事を行い、下水道の使用を開始する者

(3) 減免申請時に納付期限の到来した市税等を完納している者
(減免の期間及び割合)

第4条 前条の規定による減免は、次の表の左欄に掲げる期間において、同表の右欄に掲げる割合で行うものとする。

減免の期間	減免の割合
減免を決定した日の属する月以降の連続する24箇月間の徴収	全部

2 前項の減免の期間において、条例第19条第1項に規定する休止の届出をした場合にあっては休止をした期間を減免の期間に含めることとし、同項に規定する廃止の届出をした場合にあっては廃止をした日の属する月の末日を減免の期間の終期とする。

(申請手続)

第5条 減免を受けようとする使用者は、公共下水道への切替え工事完了後、三次市公共下水道条例施行規程第29条第2項に定める公共下水道使用料等減免申請書に必要事項を記載して、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 個人情報閲覧承諾書（別記様式）

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、公共下水道への切換え工事の完了検査日の翌日から起算して、1年以内に行わなければならない。

(減免の可否の通知)

第6条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定による減免の可否を決定したときは、速やかに三次市公共下水道条例施行規程第29条第3項に定める公共下水道使用料等減免決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に供用開始している既存住宅に居住する減免の対象に係る第3条第2号の適用については、同号中「供用開始日」とあるのは、「令和7年4月1日」とする。

(既に切り替えた者に係る特例)

- 3 八次処理系統区域において平成28年4月1日からこの規程の施行日までの間に、合併処理浄化槽を設置していた既存住宅の当該合併処理浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事を行い、下水道の使用を開始している者は、この規程の施行日から3年以内にこの規程の例により減免の申請をすることができる。
- 4 前項の場合における減免の決定期間は、12箇月以内とする。

別記様式（第5条関係）

個人情報閱覽承諾書

年 月 日

三次市下水道事業

三 次 市 長 様

申請者 住所

氏名

※署名又は記名押印

三次市合併処理浄化槽から公共下水道への切替えに係る公共下水道使用料の減免に関する規程により、公共下水道使用料の減免を受けようとする者（申請者及び同居の家族（別世帯を含む。））は、次の表のとおりです。

また、この減免申請の審査に際し、次の表に記載している者の市税、市公共料金の納付状況、排水設備の設置状況等について、市の公簿を閲覧することを承諾します。

[illegible]